

平成30年改正

建築基準法・同施行令等の紹介 1

【改正された主な*法文】

改正項目		関係条例	備考
①	建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大	法第6条第1項第一号 関係	特定行政庁の権限等 防火・避難に関する規定の合理化等
②	維持保全計画の作成等を義務付ける建築物の対象の見直し	法第8条第2項関係	
③	既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言	法第9条の4関係	
④	「延焼のおそれのある部分」の定義の見直し	法第2条第六号関係	
⑤	木造建築物等の耐火性能に係る制限の合理化	法第21条第1項関係	
⑥	木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止	法第24条関係	
⑦	大規模建築物の区画に関する規制の合理化	法第26条及び法第36条関係	
⑧	耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象の合理化	法第27条第1項関係	
⑨	長屋及び共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化	法第30条関係	
⑩	接道規制の適用除外に係る手続の合理化	法第43条第2項第一号関係	接道に関する規定の合理化等
⑪	接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大	法第43条第3項第五号関係	
⑫	用途規制の適用除外に係る手続の合理化	法第48条第16項第二号関係	手続の合理化
⑬	容積率規制の合理化	法第52条第3項及び第6項関係	容積率関係
⑭	延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化	法第53条第3項及び第6項関係	建蔽率関係
⑮	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合における建蔽率規制の合理化	法第53条第5項関係	
⑯	日影規制の適用除外に係る手続の合理化	法第56条の2第1項関係	手続の合理化
⑰	防火地域及び準防火地域内の建築物に関する規制の合理化	法第61条関係	防火地域等の建築物に係る規制の合理化

⑱	特定防災街区整備地区内の建築物に関する規制の合理化	法第67条第1項関係	防火地域等の建築物に係る規制の合理化
⑲	仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例	法第85条第6項及び第7項	仮設建築物及び用途変更に係る規定の整備
⑳	既存建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和	法第87条の2関係	
㉑	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和	法第87条の3関係	

※ 上記法文の改正に伴い、関係する法文なども改正されている場合があります。

また、法第85条第5項の改正なども改正されていますが、紹介を省略している規定がありますので、ご注意ください。